

# 平成 20 年度事業計画案

平成 20 年 5 月 1 日より

平成 21 年 4 月 30 日まで

通信事業の熾烈な競争とユビキタス・ネットワーク社会実現に向け加速する現況を踏まえ、定款第 5 条の事業達成に新しい視点から時代の要請に応える必要がある。

即ち「電話売買の価格決定の適正化ならびに電話売買および電気通信サービスに関する諸問題を円滑に処理し、加入者等の利益を保護すること。また、電気通信サービスの契約等の適正化を図り、公共の利益に供するために、積極的に電気通信サービスの新しい利用方法の普及、促進に寄与すること。」により、下記の事業を計画する。

## 1 公益性の増進

社団法人としての目的・事業の達成のため公益性の更なる付加を希求し推進する。本件は今期の重点施策とする。

## 2 収益事業の分離化

収益事業の分離化を調査研究し具体化を検討する。

## 3 お客様相談窓口の設置

お客様の相談窓口を開設し、あらゆる相談に応じ公共の利益に供する。

## 4 新業務への対応

次世代ネットワーク(NGN)・ブロードバンド事業を加入電話の新分野として積極的に取扱い、その契約は原則当協会が一括契約し会員の新業務とする。

また、NTT東日本本社契約の問題は継続して検討折衝する。

なお、新業務に必要な研修会および説明会を時宜に適して開催する。

## 5 電話加入権への対応

電話加入権は存続したが、実質的な価値は希薄となっている。今期も存続を主張しつつ加入者の公共的利益の保護と電話売買の価格決定の適正化を図りたい。

## 6 電気通信サービス取扱主任者認定試験の推進

ブロードバンド化による情報通信社会の急激な変化に対応するために電気通信サービス取扱主任者認定試験を今期も新たな様式をもって継続して実施する。

## 7 コンプライアンス（法令遵守）の徹底化

会員の意識革新と常時新知識の習得が涵養となっているが、加えて独自の判断によらず、関連法令を遵守した営業の徹底化を図るための講習会等を開催する。

## 8 組織の充実

旧来の枠にとらわれず当協会の発展に寄与する英知ある意見を集約し、有為な人材を登用する。特に支局の活性化と併せて委員会の統一と合理化を推進する。

## 9 広報活動

当協会および会員企業はホームページ等を有効適正に活用し、電気通信サービス流通の支援、進展を社会に周知させる。なお、認定試験に併せ広報委員会を強化並びに予算化し会員のための広報活動も活性化させる。

## 10 情報収集の組織化

激変する通信分野に関する情報は組織としての確に収集し、メール送信を含め会員に速やかに周知する。

## 11 営業基盤の強化と会員増強

会員の、現在・近未来・将来に亘る営業に寄与する基盤を探求し、具体化する。

且つ新会員の加入が期待出来る条件を整え会員増強を図る。